

「総合制」をめぐる二、三の問題

——池上さんの文章に関連して——

佐々木 享

1

「今日における“総合制高校”の理念と『総合技術教育』について」と題する池上さんの文章を読ませていただいたので、若干の感想を述べる。

感想のひとつは、「最後に本誌3月号でふれてきた云云」で始められている文章以下の部分を別にすれば、私は池上さんの意見にほぼ賛成できる、ということである。もっとも、前半部分で池上さんが引用しておられるたくさんの文献のうち、私が読んだことがあるのは自民党文教部会初中教育チームが出した『高等学校制度及教育内容に関する改革案（中間まとめ）』と中教審答申くらしいもので、その他の大部分を読んだことがない。だから賛成だというのは、池上さんの引用と論旨の運びにしたがう限りでは、という注釈をつけた方が正確なのかもしれない。

「総合制高校」の問題については、私はこれまでいろいろなところで書いてきたので、とくにつけ加えることはない。もともと、わが国で「総合制」が語られるのは、新制高校の発足に際して「総合制」を採用することが企図され、また少なからぬ都道府県で実際に採用されたからである。現在でも、文部省の統計などにおいては普・工・農・商・家など種類の異なる複数の学科を併置している高校は総合制高校と呼ばれている。これは、総合制が学科の設置形態という点からいえば、複数学科の併置制のことであったことをしめしている。ところで近年、わが国で現実採用された「総合制」に関して、いっばうでは総合制がたんなる学科併置制以上のものであったことに注目して積極的に評価しようとする意見があり、他方でたんなる棟割り長屋のような併置制に過ぎなかったといわば否定的に評価しようとする意見が現われてきた。意見がこのように大きく分れるのは、わが国で現に実施された総合制が、どのような企図のもとに採用されたのか、採用された現実はどうだったのか、総合制はわが国の中等教育史上にどのような位置を占めるのか、な

どの問題があいまいにされたままに議論されているからではないか、と私は考えた。事実を基礎にしないで、お互に「総合制とはかくかくのものだ」などと勝手に主張しあい、それを評価の基礎にするのでは議論は混乱するばかりだと考えたので、私なりに調べあげて書いたのが、『教育』の1974年1、2月号に書いた「総合制の原則をめぐる」という文章であった。

わが国における総合制の実際を調べるという研究には、大きな困難が伴う。教育刷新委員会とくにその特別委員会の議事録のような重要な文書の大部分がまだに公開されていないこともそのひとつである。これは決定的な障害になるおそれさえあるといってもよい。また、総合制は、学区制、男女共学制などとともに、1948年秋から1949年にかけて各都道府県で大規模に行なわれた高校の統廃合という過程をとおして実施に移されたが、この実施の過程は各都道府県ごとにかなり異った特徴もっている。近年、各都道府県で〇〇県教育史の類の書物が刊行されはじめたので、幾分実態が知られはじめてはきたが、まだまだ知られていない部分のほうが多い。だから、総合制に関する私の事実認識はひじょうに限られた資料に基いているという限界があるが、それでも、全然事実を調べないで議論するよりはましだと思って書いたのが「総合制をめぐる」という文章であった。

残念ながら、その後今日に至るまで、私の知る限りでは、総合制に関する私の事実認識を根本的に訂正する必要があるような研究は出ていないように思われる。しかし、いまここで、限られたスペースで総合制とは何かなどいうことを書くと誤解を生むおそれなしとしないので、繰り返すことはやめにしたい。（『教育』という雑誌に発表したので入手しにくいという声も聞いているので、近く大月書店から刊行する予定の私の書物には、ほぼ全文を収録したいと思っている。）

総合制をどう評価するかという問題についていえば、

私はいまでも、高校教育という新しい中等教育を民主化し大衆化するうえで、歴史的に重要な意義をもっていると考えている。(このことについては、おそらく、この雑誌と同じ頃刊行される予定の大月書店刊の『現代の労働組合運動』に収録される私の文章にのべてあるので、参照して欲しい。) また、しかし、『高校生活指導』という雑誌の第17号の私の文章の末尾に書いたつぎのことはいまでも正しいと思っている。「総合制の思想がほんとうに大衆的なものになるかどうかは、職業高校の動向ではなく、わが国で一番多い普通高校の教師たちが総合制という原則を真げんに考えはじめるかどうかにかかっているのではないだろうか。」つまり私は、もちろん職業科にも民主化すべき課題はたくさん残されていると思っているが、高校教育が全体として民主化されるかどうかの決定的な鍵は、いわゆる普通科が民主化されるかどうかにかかっていると考えており、残念ながらこの点での前進はまだまだ僅かなものでしかないと思っているのである。

総合技術教育に関しても、いまとくにつけ加えるべきことはないように思われる。私たちは総合技術教育の理論と実際に学ぶことには巨大な意義があると考えている。この観点から矢川徳光、秋間実、長谷川淳、村井敬二、原正敏、須藤敏昭の諸先生のご協力を得て鳩の森書房から『総合技術教育と現代日本の民主教育』という書物を刊行したが、いま、この書物で述べられたことに関して訂正したりつけ加えたりする必要はあまり感じられない。ひとことだけ繰り返せば、総合技術教育の思想を深く学ぶことはひじょうに重要であるが、総合制が何か総合技術教育に直接に関係する原則であるかのように扱うことはいましめるべきだと思っている。

2

池上さんが「最後に……」ということばではじめられている部分から以下に述べておられることには、いくつかの点で重要な意見がある。

もともと私が教育制度検討委の“地域総合高校構想”を批判するのはたくさんの論点があるからであり、その大部分を私は『技術教育研究』の第7号に「高校教育の民主的改革をどう構想するか——“地域総合高校構想”批判」という文章に書いている。だからもしかりに、私の“地域総合高校構想批判”に意見があるならば、この私の文章にそくして批判して下さればよかったのに、と思う。

私の批判点はたくさんあるが、たとえば、地域総合高校構想が高校において職業教育を課すこと自体を否認していることも、そのひとつである。私は高校において普通教育とともに職業教育をあわせ課すことに高校教育の歴史的な前進点のひとつがあると考えており、今日、高校の職業科にさまざまな矛盾がしわよせされているからといってこの前進点を否定すべき理由はないと考えている。こういう意見と、「職業高校を守れ」というスローガン(?)とは別物である。私は、むしろ池上さんがいわれるような「職業高校擁護論」と誤解されることをおそれて、わざわざつぎのように書いておいた。(『技術教育研究』第7号、9ページ)

「私が日頃から技術教育の問題を勉強しているのでそう聞えるのかもしれないが、事態のすすみ方、改革の気運の進展によっては、専門科目の単位数削減の問題をふくめて職業科のあり方が抜本的に変わることは大いにありうることであって、私はそれをも否定するつもりは毛頭もっていない。むしろ学科というものをなくすとか変質させるというような大たんな構想を求められることすらありうるのだと考えている。(中略)それは職業教育を否定することとは異なると考えるのである。」

以上のような次第で、私は「職業高校を守れ」などという単純なことを言ったこともなければ書いたこともないし、そういう気持をもったこともない。私の文章に誤解を生むおそれのあるような不正確な表現があるいはあったのかもしれない、という反省はしているが、それにしても、今回のように、何の根拠もあげずに、あたかも私が「職業高校を守れ」などと考えているかの如くに描き出してこれを批判するなどというやり方は、考えようによっては、私の名誉を甚しく傷つけるものである。

池上さんはつい先日全進研の機関誌第44号で、私が読んだこともない池上さんの文章を私が批判しているかの如くに描き出し、しかも私が微妙で重要な問題だからこそ誤解をうまないようにていねいに文章で書いているのを荒っぽく表にまとめて対立点がたくさんあるかの如くに描き出すことにした。あまりの乱暴さに驚愕したが、読者が誤解するとなるとたんに私の名誉の問題にとどまらず、日夜おなじく民主主義の前進をねがっている者のあいだに重大な対立があるかのように思われると被害は個人のレベルを越えるおそれもあると考えて、「はがき」を出したところ、池上さんは私が指摘した部分だ

け削除するとし、表3のものを撤回することはふれなかった。

根拠をあげての批判なら弁解のしようもあるし、討論を展開することもできるから私をふくめてお互に有益だと思いが、賢明な池上さんがどうして、一度ならず根拠をあげずに批判をくり返されるのか、私は理解に苦しむと同時にひどく腹立たしく思う次第である。

「総合制」に関しては、私は制度検討委のような、いっぽうで戦後高校教育の民主的側面のひとつを乱暴に否認することに賛成できないし、他方、現実に企図され実施もされてきた総合制を正確に評価することもせず、これと無関係な「新たな総合制」なるものを構想することはいたずらに無益な幻想をふりまくおそれがあると思われたので、反対してきた。その後私を納得させるに足る反論はないので、今でももちろんこの意見に変わりはない。池上さんがどういう「総合制」を考えておられるかは承知しないので、正直のところ、池上さんと論争する必要を感じていないしまたそのようなことをする興味と時間を私はもち合わせていない。

なお、教育制度検討委が自らの構想を「真の総合制」と称するのは「まぎらわしい」から「まったく新たな総合制」とでも称すべきであったと私が言ったのは、理由あってのことである。制度委報告自身が引用している京

都の人々の文書のなかに「真の総合制」ということばがある。(中間報告にもあったが、制度委最終報告にも残されている。『教育評論』判111ページ上段、勁草書房版238ページ) 京都の人々の意見では高校で職業教育を課すこと自体を否定されてはいないので、これは制度委の構想とは本質的に異なることになる。そこで、制度委と京都の人々が双方とも自分のいうのが「真の総合制」だと主張しあうのでは混乱が生ずるし、かりに制度委報告の構想が「真の総合制」だとすると京都の人々のはじつは「真でない」総合制だなどということになっても困ると思ったから、制度委の構想は京都の人々のいうもの(それは戦後いわれてきたものでもある)とは違うという意味で、「まったく新たな総合制」とでも言ったほうがよいのではないかと指摘したまでのことである。制度委の最終報告が呼称を改めたのは、この点に関する限り私の指摘に道理があると判断したのではなかったのだろうか。それを今頃になって、池上さんがわざわざむしかえしているのは、まったく「わけのわからない話だと思う。」

(なお私は、池上さんのいう「本誌3月号」の文章をみないでこの文章を書いている。)

(技術教育研究会事務局長・名古屋大学教育学部)